

大村市における町内会加入促進に関する協定を締結致しました。

平成 29 年 8 月 7 日 大村市役所に於いて、大村市における町内会加入促進に関する協定を締結致しました。



大村市における町内会加入促進に関する協定書

大村市（以下、「甲」という。）、公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会大村支部（以下、「乙」という。）、公益社団法人全日本不動産協会長崎県本部（以下、「丙」という。）及び大村市町内会長会連合会（以下、「丁」という。）は、相互に連携及び協力を図り、次に掲げる目的を推進するため、本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域住民がともに支え合い、つながり合い、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、もっとも身近な集まりであり、地域コミュニティの基礎的組織である町内会への加入促進に関して、甲、乙、丙及び丁が相互の連携・協力関係を構築し、地域コミュニティの活性化を推進することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達するため、次の事項について取り組むものとする。

- （1）甲及び丁は、町内会加入申込書、案内チラシ等の町内会加入促進啓発に必要な資料の提供を行うこと。
- （2）乙及び丙は、在籍する会員を協力事業者とし、住宅の販売、仲介、賃貸等の新規契約又は継続契約時において、当該住宅の入居世帯に対し、町内会への加入に必要な情報提供を行うとともに、前号で提供された資料の配布を行い、町内会への加入を促すよう努めること。

（有効期間）




第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれかから協定を更新しない旨の意思表示がない限り、有効期間満了の日の翌日から一年間同一の協定内容をもって更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。

（その他）

第4条 この協定書に定めがない事項及び内容を変更する場合には、別に甲、乙、丙及び丁が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年8月7日

甲	所在地	大村市玖島一丁目25番地
	名称	大村市
	代表者氏名	市長 園田 裕史 
乙	所在地	長崎市目覚町3番19号 長崎県不動産会館3階
	名称	公益社団法人 長崎県宅地建物取引業協会大村支部
	代表者氏名	支部長 服部 良成 
丙	所在地	長崎市元船町7番4号
	名称	公益社団法人 全日本不動産協会長崎県本部
	代表者氏名	本部長 志保 善久 
丁	所在地	大村市岩松町296番地
	名称	大村市町内会長会連合会
	代表者氏名	会長 松尾 祥秀 